

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第194号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第245号）
平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）において、検討対象斜面は、現状で表層すべりが発生していることから、粘着力が見込めないとした根拠を記載した文書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
不存在決定
- 3 担当課（所）
土木部河川課
- 4 異議申立て等の経緯

(1) H24. 12. 25 公開請求	(4) H26. 7. 1 諮問
(2) H25. 1. 8 公開決定	(5) H28. 12. 22 答申
(3) H25. 2. 13 異議申立て	
- 5 諮問に係る審査会の判断結果
石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審 査 会 の 判 断 要 旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>異議申立人は、実施機関がL3地すべり斜面末端部の円弧すべりの安定検討の結果、安全率が1.00以上であるため崩壊が発生しないこととなるが、現状で表面崩壊が発生していることから、最も危険な状態を想定し粘着力を0として計算したとしていることについて、現在まで斜面が存続しているのであるから、粘着力がないという考えは成り立たないと主張し、粘着力がないとした根拠に関する文書の公開を求めていると認められる。</p> <p>実施機関は、現状で斜面末端部の表層付近の比較的浅い部分で表層崩壊が発生していることから、ここでは最も危険な状態を想定し粘着力を0として計算したもので、本件報告書の「現状で表層すべりが発生していることから粘着力Cが見込めない」との記述以外に関連する記述がないため、不存在としたと述べている。</p> <p>当審査会において、本件報告書を見分したところ、6-7ページに、上述の文言が認められたが、それ以外に特段の記述は認められなかった。また、業務委託の内容の当否については当審査会の審議する事項ではなく、さらに、実施機関は本件報告書に基づき事業を進めており、本件報告書以外に異議申立人が請求するような根拠を記載した文書が存在する事情は認められない。</p> <p>このようなことから、本件公開請求に対して、実施機関が不存在決定を行ったことは、妥当である。</p>

- 6 審議経緯 審査回数 5回

(別 紙)

答申第194号

答 申 書

平成28年12月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成24年12月25日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）において、検討対象斜面は、現状で表層すべりが発生していることから、粘着力が見込めないとした根拠を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成25年1月8日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

根拠を記した公文書がないため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成25年2月13日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成26年7月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

（1）異議申立書

計算上の安全率が1.00以上となるが、実際には表層すべりが発生している場合、計算に使用した土塊のせん断強度の推定値や地下水位条件の設定に問題があることを意味するもので、本件報告書の解析では、粘着力が過大に見込まれていたとして、粘着力を0とした場合の結果を示し、その安全率が0.30程度になるとしている。

安全率が1.00より小さい斜面は不安定で、0.95以下になると実際に崩壊すると言われているのであるから、こんなに低い安定率になるとすれば、当該斜面は毎日崩れ続け、とっくに崩れ去っているはずで、現在まで存続しているのであるから、粘着力がないとした根拠は存在するはずである。

（2）意見書

本件報告書では、円弧すべり計算の中で、現状で表層すべりが発生していることから、粘着力が見込めないことが考えられ、粘着力を0とした計算を実施して表層すべりが発生する結果を得たとしている。

粘着力は、地盤の持つせん断強度の一つであり、すべりに対する抵抗力となるもので、一方で、内部摩擦角はすべり面に働く摩擦抵抗力の係数として働き、すべり面に働く有効応力と掛けることで抵抗力となる。

このように、粘着力と内部摩擦角は地盤固有の値であり、変化するのは、地下水の上下により変わる間隙水圧だけである。

それ故、斜面の崩壊や地すべりは、降雨時等の地表水が浸透し急激に上昇した地下水位により間隙水圧が大きくなり、有効応力と摩擦抵抗力が小さくなり、すべり力が上回って発生するものである。

本件報告書では、有効応力の値を3とした根拠としている地下水調査時の対象地盤は礫混じり粘土とされているもので、粘着力がないとした場合、地盤が粘土又は粘性土ではないと判断したことになり、斜面は内部摩擦角 $\phi=19.72$ を安息角とする緩斜面まで崩れ去っているはずである。

現に斜面が存在しているのであるから、粘着力が0という考えは成り立たない。

このようなことから、地盤工学の公理に反して、粘性土地盤が持つ固有のせん断強度の一つである粘着力を見込めないと判断した公文書が存在しなければならない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書の6-7ページに、「粘着力Cは、現状で表層すべりが発生していることから見込めない」との記述がある。

これは、L3地すべり斜面末端部は、円弧すべりの安定検討の結果、安全率が1.07で1.00以上であることから崩壊が発生しないこととなるが、現状では表層崩壊（表層付近の比較的浅い部分のみ）が発生していることから、ここでは最も危険な状態を想定し粘着力を0として計算したものである。

本件報告書では、これ以外の記述がないことから、不存在としたものである。

第5 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書において検討の対象となったL3地すべり斜面末端部の粘着力について、現状で表層すべりが発生していることから見込めないとした根拠を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、実施機関がL3地すべり斜面末端部の円弧すべりの安定検討の結果、安全率が1.00以上であるため崩壊が発生しないこととなるが、現状で表面崩壊が発生していることから、最も危険な状態を想定し粘着力を0として計算したとしていることについて、現在まで斜面が存続しているのであるから、粘着力がないという考えは成り立たないと主張し、粘着力がないとした根拠に関する文書の公開を求めていると認められる。

実施機関は、現状で斜面末端部の表層付近の比較的浅い部分で表層崩壊が発生していることから、ここでは最も危険な状態を想定し粘着力を0として計算したもので、本件報告書の「現状で表層すべりが発生して

いることから粘着力Cが見込めない」との記述以外に関連する記述がないため、不存在としたと述べている。

当審査会において、本件報告書を見分したところ、6-7ページに、上述の文言が認められたが、それ以外に特段の記述は認められなかった。また、業務委託の内容の当否については当審査会の審議する事項ではなく、さらに、実施機関は本件報告書に基づき事業を進めており、本件報告書以外に異議申立人が請求するような根拠を記載した文書が存在する事情は認められない。

このようなことから、本件公開請求に対して、実施機関が不存在決定を行ったことは、妥当である。

4 付言

本件において、異議申立てから諮問までに約1年6か月が経過しており、実施機関にあつては、今後、速やかな対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年7月1日	○諮問を受けた。(諮問案件第245号)
平成26年7月30日	○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成26年9月16日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成28年5月12日 (第273回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年6月30日 (第274回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年7月21日 (第275回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年8月29日 (第276回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年9月27日 (第277回審査会)	○事案の審議を行った。